

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

報告事項件名	頁
1 職員の障がい者雇用率について（令和3年6月1日現在）	2
2 足立区公契約等審議会の答申について	3
3 令和2年度決算資料「財産に関する調書」の誤植対応状況について	11
4 北鹿浜小学校及び鹿浜西小学校用地の活用について	14
5 旧本木東小学校跡地活用の基本的な方針について	19

(総務部)

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

件名	職員の障がい者雇用率について（令和3年6月1日現在）
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p>「障害者の雇用促進等に関する法律第40条（以下「法」）」及び「国のガイドライン」に基づく、足立区職員の障がい者雇用率について、報告する。</p> <p>1 雇用状況（令和3年6月1日現在）</p> <p>（1）障がい者雇用率 2.44%（2.51%） （2）障がい者数 90名（88名）</p> <p>※（ ）内の数値は、令和2年6月1日時点 ※ 令和3年度の法定雇用率は2.6% ※ 23区平均の障がい者雇用率は2.47%</p> <p>2 雇用率が減少した要因</p> <p>障がい者数は昨年度からほぼ横ばいであったのに対し、職員数が増加したため、雇用率の低下につながった。</p> <p>3 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、障がい者の常勤職員を新たに3名採用する予定である。 令和2年度より採用したパートタイム会計年度任用職員の障がい者枠である「オフィスサポーター」も随時、採用していく。 会計年度任用職員を採用する所属に対し、法の趣旨に沿って障がい者の雇用促進を行うよう働きかけ、法定雇用率を達成する。 <p>4 その他</p> <p>全国自治体の雇用率は、12月中旬以降に東京労働局のホームページに掲載される予定。</p>
問題点 今後の方針	法定雇用率を上回るよう、計画的な採用を進めていくとともに、障がいのある職員が働きやすい環境の整備に努めていく。

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

件名	足立区公契約等審議会の答申について
所管部課名	総務部契約課
内容	<p>令和3年11月11日、足立区公契約等審議会（以下「審議会」という。）は、「足立区情報漏えい事件及び工事発注の方法等についての報告書」をもって、足立区長に答申した。</p> <p>1 経過</p> <p>(1) 足立区職員が事業者に対し事後公表の予定価格を漏えいしたと供述をしたこと等を受け、同職員に対して守秘義務違反等に抵触するとして、令和3年3月4日付けで停職6月の懲戒処分を行った。</p> <p>(2) 同年3月30日、足立区長は、足立区公契約条例第16条第2項第3号の規定により審議会に対し、「情報漏洩に至った原因及び問題点の検証、並びに予定価格の公表のあり方、工事発注の方法などについての提言」を求める諮問を行った。</p> <p>2 答申の概要</p> <p>(1) 情報漏えい事件について（別紙1参照）</p> <p>足立区職員の情報漏えい事件に対する、事件発生の要因の分析。再発防止に向けた改善策について。</p> <p>(2) 工事発注の方法等について（別紙2参照）</p> <p>予定価格の公表のあり方、工事発注の方法等についての課題と改善の方向性について。</p> <p>※ 足立区情報漏えい事件及び工事発注の方法等についての報告書については、別添資料参照。</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>令和4年第一回定例会 答申を受けての区の方針を報告 令和4年4月1日以降 工事発注方法等の改正を順次実施</p>
問題点 今後の方針	<p>足立区公契約等審議会の答申を受け、予定価格等の入札に関する情報漏えいの再発防止を徹底する。また、事件の背景でもあった工事発注の方法等の改善については、具体的な実施策を区議会に報告するとともに、事業者説明会を開催して、適切に実施していく。</p>

(抜粋) 情報漏えい事件について

足立区公契約等審議会答申 (概要)

本編ページは、報告書本体の該当ページを表しています

	課題項目	改善の方向性
1	入札参加資格要件や受注制限等の工事発注の方法等に係る制度や運用を見直す	現行の入札参加資格要件、受注制限等の 工事発注の方法等に係る制度や運用の見直しを行う必要がある と考えられる。具体的な制度の課題と見直し案等については、 別紙 2 (抜粋) 工事発注の方法等について で詳述する。(本編 P12、P17~67)
2	工事計画の策定について	大型の公共調達計画を立案する場合など、必要と認められる場合には、公契約等審議会等の第三者による専門機関に報告し、適正な入札参加資格要件の設定等に関する助言を受けられることとする。(本編 P13)
3	業務量・人員配置について	職員の人員配置及び対象課職員の業務量の見直し等を行い、必要な人員が配置されているか、令和 3 年度の組織体制の変更・改善を踏まえ、継続的に見直しを検討することが望まれる。 (本編 P13)
4	一対一で面会をすることが可能な状況であったことなど、事業者との面会について	研修等を通じて職員及び管理職の複数対応原則、面会記録の作成等の徹底への理解を継続して深めていく必要がある。また、事業者に対しても、違法行為に対する制裁の見直し(厳格化)等を行うべきである。 (本編 P13~14)
5	個別案件に関する問合せについて	事業者からの問合せの窓口を、契約課とするか、担当課において担当職員と係長の 2 名での対応ルールを徹底するかいずれかの方法で対応することが考えられる。 (本編 P14)
6	予定価格の管理体制に改善の余地がある	積算システムのパスワードや文書の管理体制を見直すなど、予定価格の管理体制を厳格化するよう検討する必要がある。(本編 P15)
7	職員の法的素養・遵法意識が不十分であること	令和 3 年度から全庁展開された「入札・調達業務従事職員研修」の受講人数や確認テスト結果の把握等を行い、職員に法的素養、遵法意識の向上が図られていることを把握する体制を構築していくべきである。(本編 P15~16)

(抜粋) 工事発注の方法等について

足立区公契約等審議会答申 (概要)

本編ページは、報告書本体の該当ページを表しています

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
1	予定価格公表のあり方	解体工事を除く予定価格 1 億円以上の工事のみ事後公表とする試行を実施している。 事後公表案件については、工事实績を求めている。	予定価格を 事後公表とする工事の範囲を予定価格 6000 万円以上の工事まで拡大 することが重要である。一方、 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表 することが有用である。(本編 P23～24)
2	建設工事等発注標準のあり方 (発注金額によるランク分けのあり方)	(建築・土木) (1) Cランク：受注上限 6000 万未満 (2) Aランク：受注下限 4000 万以上 (3) Bランク：受注下限 2000 万以上 (電気・空調・給排水) (1) Aランク：受注下限 2000 万以上	他の特別区との均衡、入札不調の抑制及び落札率等の観点から、 建築、土木におけるCランク事業者の受注上限額の引き上げ(6000 万円から 1 億円)等 を含め、 業種ごとに発注標準を見直す 必要がある。(本編 P27～31)

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
3	地域要件の設定のあり方	<p>(1) 予定価格 6000 万以上の工事については、区内本店事業者（A・Bランク）であることを原則とする。</p> <p>(2) 区外事業者の入札参加に関する規定がない。</p>	<p>最高裁判例、裁判例への適合性及び競争条件の確保等の観点から、区内支店事業者が予定価格 6000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題である。また、難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、（入札参加資格委員会にて）適切かつ積極的な対応を行うことが適当である。（本編 P40～42）</p>
4	建設共同企業体（JV）対象工事のあり方等	<p>(1) 一定の予定価格以上の工事については、JV結成が原則で、JVのみによる参加を義務付けている。</p> <p>(2) JVの構成員は区内本店事業者のみ。</p>	<p>区内支店事業者がJVの代表・構成員となること、実績を有する区内事業者が単体で入札することを認めること、また、一定規模以上の大規模工事については、区外事業者を代表構成員とするJVの参加を認めることが妥当である。（本編 P48）</p>

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
5	受注制限及び入札参加制限のあり方	<p>(1) 受注制限：同種工事等の入札案件で、公表時期・入札方法が同一かつ適正な入札を執行するために十分な事業者数を確保できる場合は、当該落札した入札案件以降に開札を行う入札案件に参加する資格を有しない（入札は無効になる）。</p> <p>(2) 入札参加制限：6000万円（空調・給排水は500万円）以上の工事を落札した場合は2か月間（空調・給排水は1か月間）入札に参加できない。</p>	<p>現行の入札参加制限については、大幅な緩和等を検討、受注制限も競争性を高める観点から見直す。見直し状況を考慮したうえで、必要な場合は受注件数による制限を検討する。また、工事実績等があるCランク事業者については、受注可能額を拡大して競争性を高める。現行の総合評価制度を見直し、受注制限の対象とならない施工能力評価型の総合評価方式による入札を拡大すること等を検討することが妥当である。</p> <p>（本編 P59）</p>
6	入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続	<p>足立区では、(1) 不調随契、(2) 不落随契とも、原則認めていない。</p> <p>(1) 不調随契：入札参加者がゼロであったことにより入札が成立しなかった場合に、特定の事業者と随意契約を行うことをいう。</p>	<p>予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札者がいない場合に、一定の条件下で、不落随契の手続を認める。また、入札参加者がいない入札不調の場合も含めて、再公告入札においては、落札を確実にするため、区内</p>

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
		(2) 不落随契：入札者全員が再度入札を行っても、予定価格を超過した場合又は最低制限価格未満であったため落札されない場合に、予定価格に最も近い入札者等から意思確認して、入札を再開して予定価格内に入った時点で契約額として随意契約を行うこと。	支店事業者及び区外事業者に入札参加資格要件を上げる などのルールを決めることが考えられる。(本編 P61)
7	最低制限価格未満での入札による不落等への対応	(1) 最低制限価格が適用される1億8000万円未満の入札では、予定価格の90%に満たなければ失格となる。 (2) 一方、低入札調査基準価格が適用される1億8000万円以上の工事においては、81% (90%×10分の9)の金額から低入札価格調査の対象となり、ダンピング等がなければ落札決定が行われることになるという大きな差が生じている。	低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した場合の影響や他の競争性の確保策の実効性等を慎重に検討するとともに、 より実情に合った低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に運用を改善していく必要がある 。また、地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考に、初度入札で 最低制限価格未満の入札となった者についても再度入札(当日の2回目の入札)に参加させる ことを検討するべきである。 (本編 P63～64)

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
8	1者申込みの際の入札中止措置の見直し	入札参加の申し込みが1者しかなかった場合は、入札手続きは中止され、改めて再公告入札を行う取り扱いとなる。	1者申込みとなった場合には、区内事業者及び 区外事業者を含めた 指名競争入札などの方法により 入札を続行する べきである。(本編 P65)
9	債務負担行為等の活用による工事発注の平準化	区立学校の改修工事を児童・生徒のいない夏休み中に工事を行う必要があることなどから、年度当初に発注が集中し、担当職員の勤務環境の悪化及び事業者側の受注余力の減少等により入札不調の一因となっている。	工事の時期的な偏りによる事業者の受注余力の減少、担当職員等の超過勤務の急増等を抑制するため、 年度当初の工事をできる限り前倒しして発注することが有効 であり、検査等の集中を防ぐ観点から繰越明許費の活用についても検討する必要がある。(本編 P65)
10	総合評価制度の課題と活用	<p>(1) 総合評価制度については、一般土木事業の国庫補助事業で例があるに過ぎない。</p> <p>(2) 入札時の提出資料も多く、入札参加者にとって煩雑な面がある。</p> <p>(3) 技術点の評価を構成する過去の工事の評価点等は区の評価基準によるものとなっており、事実上、区外事業者は参加しても技術点が得られない状況がある。</p>	総合評価制度については、施工事業者に対して工事の評定点を良くしようとする意識付けを図るメリットがあるが、現行の制度については客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。 現行の総合評価制度を見直すとともに、総合評価制度が適用される入札を拡大するべき である。(本編 P65～66)

	課題項目	現行・現状	改善の方向性
11	地元企業の育成策・優遇施策の実施	区内本店事業者についても、入札時に区内支店事業者や区外事業者と同様の実績（完成工事高）や同様の発注標準（発注金額によるランク分け）を適用する。	地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（完成工事高）や等級要件の緩和などが実効性の高い育成・支援策である。これらにより、区内本店事業者が入札に参加する機会を拡大する。 （本編 P66～67）
12	区内事業者認定基準の改正と運用	<p>（1）届出制であったことから、申請時の審査手続等が不十分だった。</p> <p>（2）入札公告への当該基準の記載も行われていなかったため、区内事業者としての正式な届出等が行われていなくても入札に参加することが可能だった。</p> <p>※令和3年11月1日より基準を改正し、改善に向け着手。</p>	区内事業者認定基準等は、従来の届出制から認定制に改正された。公共調達に関する原則に基づき、 改正認定基準等を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注を支援していく必要がある。 （本編 P67）

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

件名	令和2年度決算資料「財産に関する調書」の誤植対応状況について
所管部課名	総務部 資産管理課 会計管理室、監査事務局
内容	<p>令和2年度決算特別委員会で指摘のあった、足立区各会計歳入歳出決算附属書類「財産に関する調書」等の誤植について、以下のとおり対応状況等を報告する。</p> <p>1 誤植があった資料</p> <p>(1) 足立区各会計歳入歳出決算附属書類 (2) 足立区各会計決算概要参考資料 (3) 足立区各会計歳入歳出決算審査意見書 ※ 令和2年度の誤植訂正箇所は通知済み</p> <p>2 誤植の原因、背景及び再発防止策について</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>3 過去5年間の「財産に関する調書」の確認結果及び対応</p> <p>(1) 令和元年度「財産に関する調書」の確認について 別紙2のとおり、データ点検及び目視により誤植を確認した。 なお、決算年度末現在高や決算額に誤植は無く、令和2年度への影響も無かった。</p> <p>(2) 平成27～30年度の「財産に関する調書」の確認について 元データが紙情報のみであるため、目視によるダブルチェックを行い、誤植と思われる部分は確認されなかった。</p> <p>(3) 公表用資料の誤植への対応について 区立図書館等で公表している、令和2年度足立区各会計歳入歳出決算附属書類「財産に関する調書」、「令和2年度足立区各会計決算概要参考資料」、「令和2年度足立区各会計歳入歳出決算審査意見書」、「数字で見る足立(令和3年)」について修正版への差替え、訂正後シール貼付及び正誤表の送付等により対応する。</p>
問題点 今後の方針	ガバナンス担当課と協議しながら、再発防止策を進めていく。

別紙1 誤植の原因、背景及び再発防止策について

	誤植の原因	背景	再発防止策
ア	<p>「財産に関する調書」の元データとなる財務会計システム（公有財産管理支援）（以下、「システム」という。）からの出力数値に誤りがあった。</p>	<p>令和2年1月にシステム入力方法が変更となり、十分な理解を得ないままに入力を進めたため操作ミスが生じた。</p>	<p>運用マニュアルを見直し、システム操作方法についてより解りやすいものとする（資産管理課）。</p>
			<p>業務手順を見直し、システム入力後の出力確認及び月末に再度出力確認を実施する（資産管理課）。</p>
		<p>システムのバグと考えられる不具合により、誤った数値が出力された。</p>	<p>システム改修により、デフォルト（初期値）の固定化やエラー表示等、操作ミスが起こりにくいシステム設定を検討する。</p>
イ	<p>「財産に関する調書」については、各課では所管する施設の決算数値のみを確認する仕組みであった。資産管理課では施設ごとの年度内増減や項目別合計値を含む全ての出力値を確認することになっていたが、その際に誤植を見落としてしまった。</p>	<p>「財産に関する調書」の確認方法について、合計値の突合箇所の引継ぎがされていなかった（資産管理課）。</p>	<p>運用マニュアルを見直し、合計値の突合箇所及び数値の矛盾が発生した場合の対応方法について記載する（資産管理課）。</p>
		<p>システムには、出力される数値の矛盾についてのチェック機能がなく、資産管理課で全ての出力値を目視だけで確認せねばならず、誤植に気付きにくい状況であった。</p>	<p>業務手順の見直し及びシステム改修により、出納整理期間中に、各課で所管する施設の決算数値だけでなく、調書の元となる全ての出力値の確認を実施する。</p> <p>システム改修により、数値の矛盾が発生した場合はエラー表示となるよう検討する。</p>

1 公有財産 (1) 土地及び建物 ② 普通財産

【284～285頁】

訂正前

区	分	土地 (地積) m ²		建 物													
				木造 (延面積) m ²			非木造 (延面積) m ²			延面積計 m ²							
		前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度末 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高
1行目	普通財産	250,973.43	2,661.65	867.81	252,767.27	575.44		107.13	468.31	29,583.51	1,039.45	11,243.46	19,379.50	30,158.95	1,039.45	11,350.59	19,847.81
2行目	その他	250,973.43	9,088.65	2,526.36	257,535.72	575.44		107.13	468.31	29,583.51	17,162.51	11,991.31	34,754.71	30,158.95	17,162.51	12,098.44	35,223.02

訂正後

区	分	土地 (地積) m ²		建 物													
				木造 (延面積) m ²			非木造 (延面積) m ²			延面積計 m ²							
		前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度末 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高
1行目	普通財産	250,973.43	<u>9,088.65</u>	<u>2,526.36</u>	<u>257,535.72</u>	575.44		107.13	468.31	29,583.51	<u>17,162.51</u>	<u>11,991.31</u>	<u>34,754.71</u>	30,158.95	<u>17,162.51</u>	<u>12,098.44</u>	<u>35,223.02</u>
2行目	その他	250,973.43	9,088.65	2,526.36	257,535.72	575.44		107.13	468.31	29,583.51	17,162.51	11,991.31	34,754.71	30,158.95	17,162.51	12,098.44	35,223.02

【292～293頁】

訂正前

区	分	土地 (地積) m ²		建 物													
				木造 (延面積) m ²			非木造 (延面積) m ²			延面積計 m ²							
		前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度末 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高
24行目	(旧) 足立区営大谷田二丁目第2アパート	0.00	3,239.94	1,619.97	1,619.97					0.00	910.04	910.04	0.00	0.00	910.04	910.04	0.00

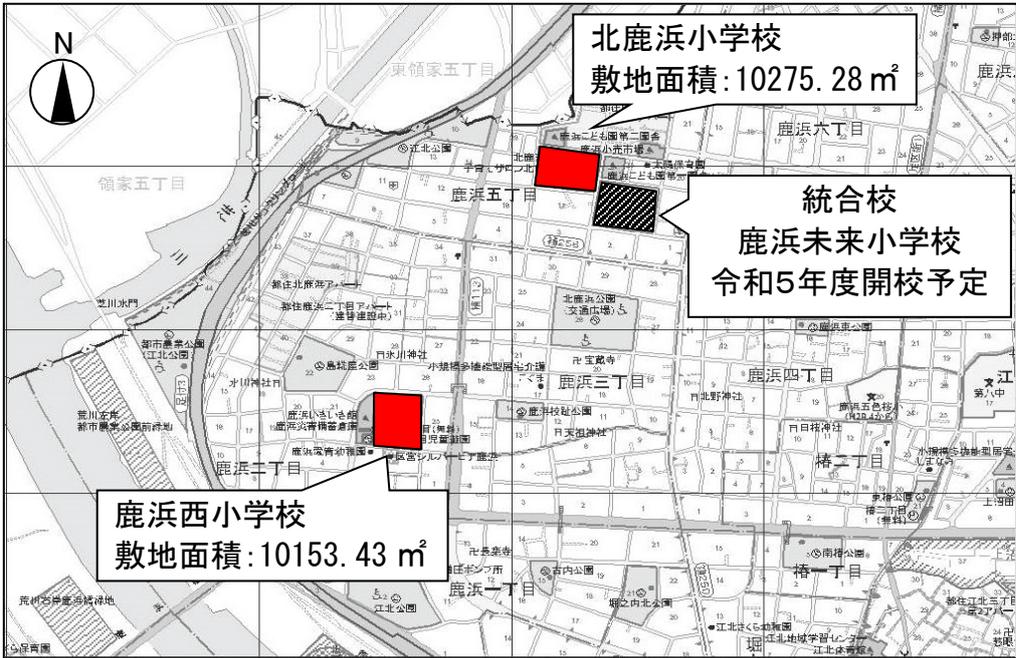
訂正後

区	分	土地 (地積) m ²		建 物													
				木造 (延面積) m ²			非木造 (延面積) m ²			延面積計 m ²							
		前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度末 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増	決算年度中 減	決算年度末 現在高
24行目	(旧) 足立区営大谷田二丁目第2アパート	0.00	<u>1,619.97</u>		1,619.97					0.00	910.04	910.04	0.00	0.00	910.04	910.04	0.00

※ 訂正箇所は、ゴシック体・下線で示しています。なお、網掛部分は空欄(値なし)です。

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

件名	北鹿浜小学校及び鹿浜西小学校用地の活用について						
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、学校運営部 学校施設管理課 地域のちから推進部 地域調整課、総合防災対策室 災害対策課						
内容	<p>北鹿浜小学校、鹿浜西小学校については、令和5年に統合し、「鹿浜未来小学校」として開校する予定であるため、今後の活用に向けた進捗について報告する。</p> <p style="text-align: center;">案内図</p>  <p>北鹿浜小学校 敷地面積: 10275.28 m²</p> <p>統合校 鹿浜未来小学校 令和5年度開校予定</p> <p>鹿浜西小学校 敷地面積: 10153.43 m²</p> <p>1 北鹿浜小学校用地のサウンディング型市場調査結果について</p> <p>統合校、保育園等の周辺環境を鑑み、文教施設としての可能性を確認するため、サウンディング型市場調査を実施した。結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 実施期間 令和3年10月18日から令和3年10月22日まで</p> <p>(2) 参加事業者 8者(区内六大学、学校法人、建設会社)</p> <p>(3) 調査対象者からの回答結果</p> <table border="1" data-bbox="402 1778 1418 1989"> <tr> <th colspan="2">問1 「文教施設」としての利用について</th> </tr> <tr> <td>・利用を希望する</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <td>・利用を希望しない</td> <td>7者</td> </tr> </table>	問1 「文教施設」としての利用について		・利用を希望する	1者	・利用を希望しない	7者
問1 「文教施設」としての利用について							
・利用を希望する	1者						
・利用を希望しない	7者						

※ 以下、利用希望の事業者のみの回答

問2 学校法人での実績について	
・実績あり (短期大学、専門学校、中学高等学校)	1者
問3 設置予定の学校について	
・高等学校	1者
問4 設置予定の学校の規模について	
・児童、学生数 360人程度 (内訳 1学年120人)	1者
・建物(校舎)階層 3階建 (床面積3,000㎡程度)	
問5 通学手段について	
・公共交通機関、自転車、徒歩	1者
問6 学校用地が外周に自主管理歩道を設置するために、約600㎡程度減少し、約9,700㎡になることについて	
・特に問題なし	1者
問7 足立区教育委員会との連携について	
・多様な言語や文化に関わる交流等についての連携	1者
問8 地域との連携について	
・バザーの開催、インターンシップ、文化祭時の開放等	1者

(4) 土地の概要

- ア 位置 足立区鹿浜五丁目27番1号
 イ 土地面積 10,275.28㎡

(5) 今後のスケジュール (予定)

年度	足立区	事業者
令和3年度	活用方針の決定	
令和4年度	公募による事業者選定	優先交渉権者決定
令和5年度	統合校開校、解体工事	設計
令和6年度	土地貸付	新築工事
令和7年度		新築工事
令和8年度以降		開設

2 鹿浜西小学校用地のサウンディング型市場調査結果について

地元要望を受け、スーパーマーケット誘致などの市場性の有無を確認するため、サウンディング型市場調査を実施した。結果は、以下のとおりである。

- (1) 実施期間 令和3年11月8日から令和3年11月19日まで
- (2) 調査対象者 7者（スーパー事業者、建設会社等）
- (3) 調査対象者からの回答結果

問1 出店予定の店舗規模について (用途地域により店舗面積は3,000㎡以下まで)	
・1,000㎡～1,500㎡	0者
・1,500㎡～2,000㎡	1者
・2,000㎡～2,500㎡	4者
・2,500㎡～3,000㎡	2者
問2 契約期間の希望について（複数回答有）	
・20年	2者
・25年	1者
・30年	5者
・31年以上～50年未満	1者
問3 敷地面積10,000㎡の活用について（複数回答有）	
・敷地全部を活用したい	5者
・分筆をしてほしい	1者
・分割して商業以外で活用したい	0者
・賃料によって活用面積を検討したい	3者
問4 仮に敷地分割して北側6,000㎡とした場合の検討について	
・検討は難しい	0者
・検討可能である	7者
問5 敷地の道路付けについて	
・特に気になる点なし	0者
・気になる点あり (南側道路の幅員が狭い、北側一方通行の解除が理想)	7者
問6 避難所機能の検討について	
・検討は難しい	0者
・検討可能である (屋上への垂直避難、備蓄倉庫の設置等)	7者

問7 事業者選定に関して、仮に地代等の価格を評価点とすることについてのご意見について

・従来の提案内容だけでの評価を希望する	5者
・地代等の価格での評価も希望する	2者

問8 地域貢献について

・特に検討していない	0者
・検討している (移動販売、ネットスーパー対応、お届けサービス等)	7者

(4) 土地の概要

- ア 位置 足立区鹿浜二丁目24番1号
 イ 土地面積 10,153.43㎡

(5) 今後のスケジュール (予定)

年 度	足立区	事業者
令和3年度	活用方針の決定	
令和4年度	公募による事業者選定	優先交渉権者決定
令和5年度	統合校開校、解体工事	設計
令和6年度	土地貸付	新築工事
令和7年度以降		開設

3 近隣住民説明会について (予定)

(1) 開催日時及び会場 ※ 説明内容は同じです

- ア 第1回近隣住民説明会
 令和3年12月 8日(水) 午後6時30分から8時00分まで
 北鹿浜小学校 体育館
- イ 第2回近隣住民説明会
 令和3年12月11日(土) 午後2時00分から3時30分まで
 鹿浜西小学校 体育館

(2) 定員人数

各80名

※ 徹底した感染予防対策を行ったうえで、足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づき、体育館での定員人数を制限して、近隣住民説明会を開催する。

	<p>参考 これまでの経緯</p> <p>令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定</p> <p>令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出</p> <p>令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施</p> <p>令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡地利用に対する 要望・意見提出</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、鹿浜地域の小学校用地 活用方針決定に向けて、引き続き検討を進めていく。</p>

総務委員会報告資料

令和3年12月6日

<p>件名</p>	<p>旧日本木東小学校跡地活用の基本的な方針について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>総務部 資産管理課、資産活用担当課、総合防災対策室 災害対策課 施設営繕部 西部地区建設課、高齢者施策推進室 高齢福祉課、介護保険課 道路整備室 道路管理課、みどりと公園推進室 みどり推進課 学校運営部 学校施設管理課</p>
<p>内容</p>	<p>1 特別養護老人ホーム及び公園代替地の配置について</p> <p>旧日本木東小学校跡地活用における特別養護老人ホーム及び公園代替地の配置については、下図のとおり検討を進めていく。</p> <p style="text-align: center;">図1 周辺図</p>  <p>(1) 配置理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園形状を整形にすることができる (公園面積 1,600 m²を想定) ・ 特別養護老人ホーム (150床) 計画用地を概ね良好な配置で確保できる

- ・ 特別養護老人ホームを計画した場合の民地への影響として、南側民地は既存校舎と同じ程度の距離となるが一定の距離を確保できる
- ・ 当該公園代替地の配置位置により、本木一丁目中公園の既存防災井戸と連携性が高く保てる
- ・ 学校南側にある既存防火水槽を存置できる可能性が高い

2 旧本木東小学校解体工事の時期について

旧本木東小学校の既存校舎は、雨期における避難所として利用が可能な時期を考慮して令和4年11月以降に解体工事に着手する。

3 土地概要

(1) 旧本木東小学校

- ア 位置 足立区本木一丁目14番15
- イ 土地面積 6,724.87㎡

(2) 本木一丁目中公園

- ア 位置 足立区本木一丁目727番1ほか
- イ 土地面積 1,564.40㎡

4 今後のスケジュール（案）

- 令和4年1～3月 住民説明会開催
- 令和4年 6月 特別養護老人ホーム事業者公募
- 令和4年 11月 既存校舎解体工事着手（令和5年夏頃まで）
- 令和6年 2月 特別養護老人ホーム工事着手（令和7年夏頃まで）
- 令和7年度 公園代替地工事着手（特養ホーム工事完了後）

参考 これまでの経緯

- 平成24年 3月 学校統合により廃校
- 平成26年 4月 関原小学校仮校舎として使用（平成28年3月まで）
- 平成28年 8月 亀田小学校改修期間中に給食場を使用（平成28年12月まで）
- 令和 元年11月 現在の旧本木東小学校校舎を水害時においても避難所として開設するとともに、跡地利用に際しても防災拠点として整備するよう求める要望書が提出
- 同月 同請願が提出

	<p>令和 2年 8月 旧本木東小学校避難所復旧工事完了</p> <p>令和 2年 9月 旧本木東小学校避難所体育館を安全安心の防災拠点とするためにエアコン設置を求める陳情が提出</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>避難所規模については、特別養護老人ホームと併存できるスペースを検討し、地元や議会へ丁寧に相談し、ご理解を頂きながら整備内容を決定していく。</p>